

消費税改正、 実務への影響は？

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F
Tel 0263-88-2514 Fax 0263-88-2516

平成31年10月1日から消費税が現行の8%から10%へ改正されます。
ニュース等では軽減税率（一部商品購入時には消費税が8%が継続）が大きく取り上げられていますが、それ以外にも、日々の実務に大きな影響を与える改正もあります。

それが、「**区分記載請求書等保存方式**」。

請求書の様式を「区分記載請求書」へ対応させる必要が生じます！！

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、今までの請求書等の保存ルールを維持しつつ、消費税率が混在する区分経理に対応するための措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

「区分記載請求書」の記載事項は次のとおりです。

- 発行者の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引の内容
- 受領者の氏名又は名称
- （追加）軽減税率の対象品目である旨（「※」印等をつけることにより明記）
- （追加）税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

※新たに追加された2項目の記載がない「区分記載請求書」を受け取った場合、受領者は取引の事実に基づいて「区分記載請求書」に追記する必要があります。

「区分記載請求書」 (イメージ)

請求書	
〇〇御中	
□月分 21,800円 (税込)	
□月1日	牛肉 2kg ※ 5,400円
□月8日	割りばし4組 5,500円
~~~~~	
合計	21,800円
(10%対象 11,000円)	
(8%対象 10,800円)	
△△(株)	
「※」は軽減税率対象であることを示します。	

※政府広報オンラインより

消費税改正を目前に控え、皆様に知っておいていただきたいことがたくさんあります。

そこで、当社ではお客様向けに消費税改正に向けた説明会を開催いたします。

一年も先のこと??あっという間に平成31年10月はやってきます。

平成30年10月後半から11月末にかけて数回開催を予定しており、皆様には改めてご案内をさせていただきますので、ぜひご参加いただけますようお願いいたします！！